

海産物の電話勧誘トラブルにご注意ください！



ポイント



- 海産物の電話勧誘トラブルに関する相談が多数寄せられています。最近では、一部の国・地域による輸入規制等により「困っている」「助けてほしい」などと言って消費者の親切心や同情心につけ込む勧誘や、強引な勧誘が見られるため注意が必要です。
- 電話で勧誘を受けた際、少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。
- 電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます。
- 断ったのに商品が送られてきた場合は受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。受け取ってしまった場合でも、販売業者に対し返金を求めることができます。

岩出市役所（消費生活相談）

〒649-6292

岩出市西野209番地

TEL: 0736-61-6966

平日 8:45~17:30

毎週木曜日 10:00~12:00 13:00~16:00

（専門相談員）

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

TEL: 073-433-1551

平日 9:00~17:00

土・日 10:00~16:00（電話相談のみ）